

各事業者における周知、徹底事項について

令和 6 年 6 月 19 日
大阪市建設局

各事業者における周知、徹底事項について

1. 現場における安全管理の徹底

- 令和6年2月から、これまでに発生した事故等（6件）

【事故事例】

- ・ 重機による架空線切断
- ・ 溶接作業中の物損事故

安全管理の基本的なことを遵守できていれば防げた事故

- 現在の取り組み（令和5年1月～）
 - ①労働基準監督署、道路管理者（大阪港湾局）、
夢洲関連工事連絡調整WG事務局（建設局）により、
年2回の現場安全巡視を行い、WGで巡視結果を共有する。
 - ②WG事務局より注意喚起の文書を発出。
 - ③事故事例と再発防止策を引き続きWG会員に共有し、
安全管理の周知徹底を図る。

2. 周辺道路等での交通安全の徹底

- 現在の取り組み（令和6年4月～）
交通事故事例について、事故発生の原因等を
大阪府警本部からの注意事項としてWGの場で共有し、
安全運転の周知徹底を図る。



労働基準監督署等による安全点検・安全講習
（令和6年1月）

- 現場内での労働災害や事故の発生は、当該工事の工事中断による遅れだけでなく、夢洲関連事業全体の工程にも影響する。
- また、**周辺道路等での交通事故の発生は、車両通行に大きく支障を与えることが想定される。**
- 工事の着実な進捗のためには、**安全管理の徹底による事故の未然防止が引き続き重要**となることから、現場の安全点検等により安全管理の意識が作業員のひとりひとりまで行き渡るようにし、さらに、**周辺道路等では、安全運転を徹底**するよう強く願います。

各事業者における周知、徹底事項について

3. 工事車両の適正な運行・通行の徹底

工事車両台数が増加していく中、通行ルート付近の地元に対し、十分な理解を得なければ、工事車両の通行に影響が生じ、工事の進捗に大きく影響することになる。

このため、**以下の事項について、厳守すること。**

① 工事車両運行管理システムの適正な運用の徹底。

- ・工事車両の予定情報（時間、ルート、ゲート、車番）について、**期限内に正確な情報を入力**することを徹底。
- ・今後、工事車両の増加に伴い、工事車両台数調整を行う可能性があることから、特に週次予定について、正しい情報入力を徹底する。

② 工事車両の運行ルール（事業調整会議決定事項）を遵守すること。（次頁）

※特に工事車両へのゼッケン設置を遵守。観光外周道路での制限速度の遵守徹底。

③ 沿道地域の方々への影響をできる限り少なくするよう、高速道路の利用を基本とすること。近隣から建設資材を運搬するなど、一般道路（特に生活道路）の通行にあたっては、必ず地元にて丁寧な説明を行うこと。

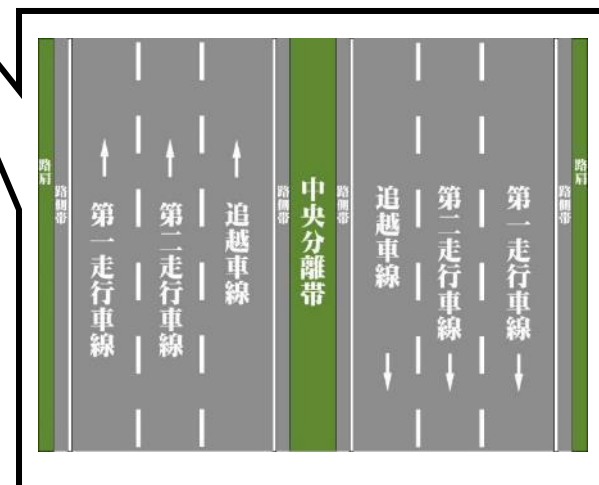
- ・工事車両の増加により国道43号などが混雑するため高速道路の利用を徹底すること。
- ・特に地元から通行不可の要望がある此花通とポートタウン西側幹線道路について、通行不可を徹底させること。なお、是正が見られない場合は事案の周知などを行う。

④ 児童の通学時間帯の安全走行を徹底すること。

工事車両の運行ルール（事業調整会議決定事項）

工事車両の運行にあたっては、以下のルールを必ず遵守すること。

1	工事車両表示（ゼッケン）の設置
2	指定された運行ルート及び運行時間帯の遵守
3	駐停車（待機含む）の禁止
4	道路上での生コン車シュート洗いの厳禁
5	第1走行車線の走行原則禁止
6	自家用車両（白ナンバー）の有償運送の禁止
7	特殊車両通行時における適正な手続きの遵守
8	過積載の厳禁
9	規制速度・法定速度の遵守
10	信号のない横断歩道での歩行者待機時での一時停止



- ・各ルールに対する効果
- 交通安全対策・・・①②③④⑧⑨⑩
- 交通渋滞対策・・・②③④⑦
- 沿道環境対策・・・①②⑤⑧⑨
- 法令遵守対策・・・③⑥⑦⑧⑨⑩

会場建設現場における事故への対応について (GW工区の爆発火災事故)

令和6年6月19日
2025年日本国際博覧会協会

■会場建設現場における事故への対応について（GW工区の爆発火災事故）



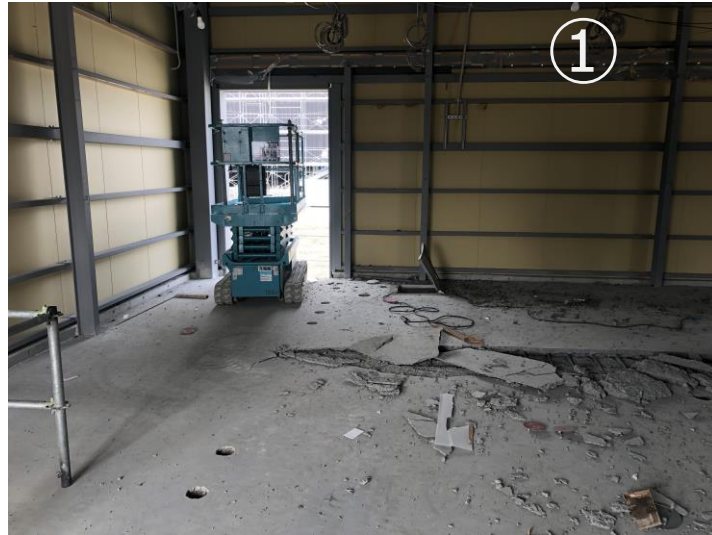
■事故の概要

- ・ 事故発生日時：2024年3月28日（木曜日）10：55頃
- ・ 人的被害：なし 物的損傷：あり（詳細次頁）
- ・ 損傷施設：GW工区イベント広場横、東側のトイレ1階

■会場建設現場における事故への対応について（GW工区の爆発火災事故）

■被害の状況

- ①コンクリート床の破損、床点検口の破損（破損規模：約100m²）
- ②屋根材の損傷（損傷範囲：2.85m×2.5m 凹み10か所）
- ③基礎梁部 スリーブ損傷（損傷箇所：2か所 スリーブ内面変色）



■事故の原因

- ・床下の配管ピット直下となる土壌から発生した埋立ガスが、配管ピット内に入り 滞留し、ガス濃度が高くなっていた。
- ・配管ピット内においては自然換気や機械換気を作業開始前に実施し、ガス濃度が基準値未満であることを確認する手順を踏んだうえで作業を開始していたが、作業する範囲が地上階であり、配管ピット内はガス濃度測定の対象エリア外であると認識していた。
- ・結果、1階床上での火気を使用した作業時に、**床コンクリート下の配管ピット内のガス濃度を測定せず、火気使用作業を行い火花が引火したことが、ガス爆発の直接的な原因と推測される。**

■会場建設現場における事故への対応について（GW工区の爆発火災事故）

■工事中の再発防止策

○作業前のガス濃度測定の徹底

- ・ これまでも実施していた屋外に設置されている埋立ガス抜き管周りでのガス濃度測定に加え、屋内作業においては、埋立ガスの滞留のおそれがある箇所（作業床付近、天井面付近、天井内空間、床下配管ピット内）でのガス濃度測定を徹底する。

○作業時の環境改善等の対策

- ・ 床下の配管ピットは開放性を確保し、自然換気を常時実施する。また、屋内の作業エリア及び隣接エリアで適用基準値以上（※）の埋立ガス濃度が確認された場合は、送風機等による機械換気を実施する。機械換気後に再測定し、基準値未満であることを確認してから作業を開始する。

※メタンガスの基準値について、事故前は労働安全衛生規則を根拠に30%LELを採用していたが、今後は通常の火気使用作業について、より厳しく5%LELを設定する。「%LEL」とは、対象ガスの爆発下限濃度（LEL）を100%LELとした場合の濃度を表す単位。

■会期中の安全確保の方策

- ・ 検討中、6月中に公表予定

■会場建設現場における事故への対応について（GW工区の爆発火災事故）

■PW工区のメタンガス観測地点

○PW工区の電気系人孔等260か所のうち4か所でメタンガス測定

No.	検知日時	検知結果	測定回数
1	1月30日	メタンガス 7%LEL	1回
2	2月13日	メタンガス 2%LEL	2回
3	2月13日	メタンガス 3%LEL	2回
4	3月11日	メタンガス 3%LEL	7回

